

「野焼き」は法律で禁止されています！！

ごみの野外焼却（野焼き）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2において「何人も、（省略）廃棄物を焼却してはならない。」と定められています。



罰則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第15号）

違反者には、

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの両方が科せられます。

廃棄物（家庭ごみ）は絶対に焼かず、分別を行いごみステーションに出すか、クリーンセンターやリサイクルプラザに自己搬入してください。なお、次のような場合は、一部の例外として焼却が認められています。

【一部の例外】

① 農業、林業又は漁業を営むうえでやむを得ない場合の焼却

例えば…稻わら、畑の草及び下枝の焼却など

② 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うための焼却

例えば…正月のしめ縄・お飾りを焚く行事や塔婆の供養焚き

③ たき火、その他日常生活を営む上でやむを得ない場合の焼却

例えば…落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー

※安易に代替方法がとれるものは、やむを得ないものにはあたりません。

これらの場合でも、周辺地域の生活環境に配慮して行う必要があります。

※例外に規定されている焼却を行う際は、次のことを確認してください。

- ◇生ごみ・紙・ナイロン・ゴム等と一緒に焼却していないか。
- ◇近隣の住宅等、周辺の生活環境に配慮しているか。（燃やす量、風向き等）
- ◇火事にならないよう配慮しているか。（水を用意している等）
- ◇火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある場合、消防署へ事前に届出をしているか。

＜問い合わせ＞

高梁市市民生活部環境課 Tel : (0866)21-0259